

使用料と公費負担

使用料と汚水資本費に対する公費負担

(使用料と公費負担)

- 汚水処理にかかる経費を全て使用料収入で賄うとすると、使用料水準が事業区分別にみると平均が最大11,000円程度必要になる(P.3)。
- これが、汚水に対して一定の公費負担があることで、平均が最大6,000円程度まで抑えられており、依然として汚水資本費に対する公費負担の必要性は高いと考えられるのではないか。
- これを、汚水資本費単価(処理区域内人口密度別)と繰出しによる効果(平成29年決算)で見ると、P.5のとおり。
- 一方で、公共下水道(処理区域内人口密度100以上)の事業などは、現時点では使用料水準も低く、経費回収率が高い状況にあるが、供用開始時期が早いことから、早晚老朽化対策に多額の費用が見込まれるため、使用料対象経費に適切に資産維持費を位置付けることが必要なのではないか。

(汚水処理費)

- また、汚水処理費(公費負担分含む)の推移を比較すると、P.8のとおり資本費の差より維持管理費用において大きな差が開いている。この要因の1つは処理場費にある(P.9)ことから、中間報告においても、広域化・共同化の推進の必要性を掲げているところ。

(雨水・汚水の比率)

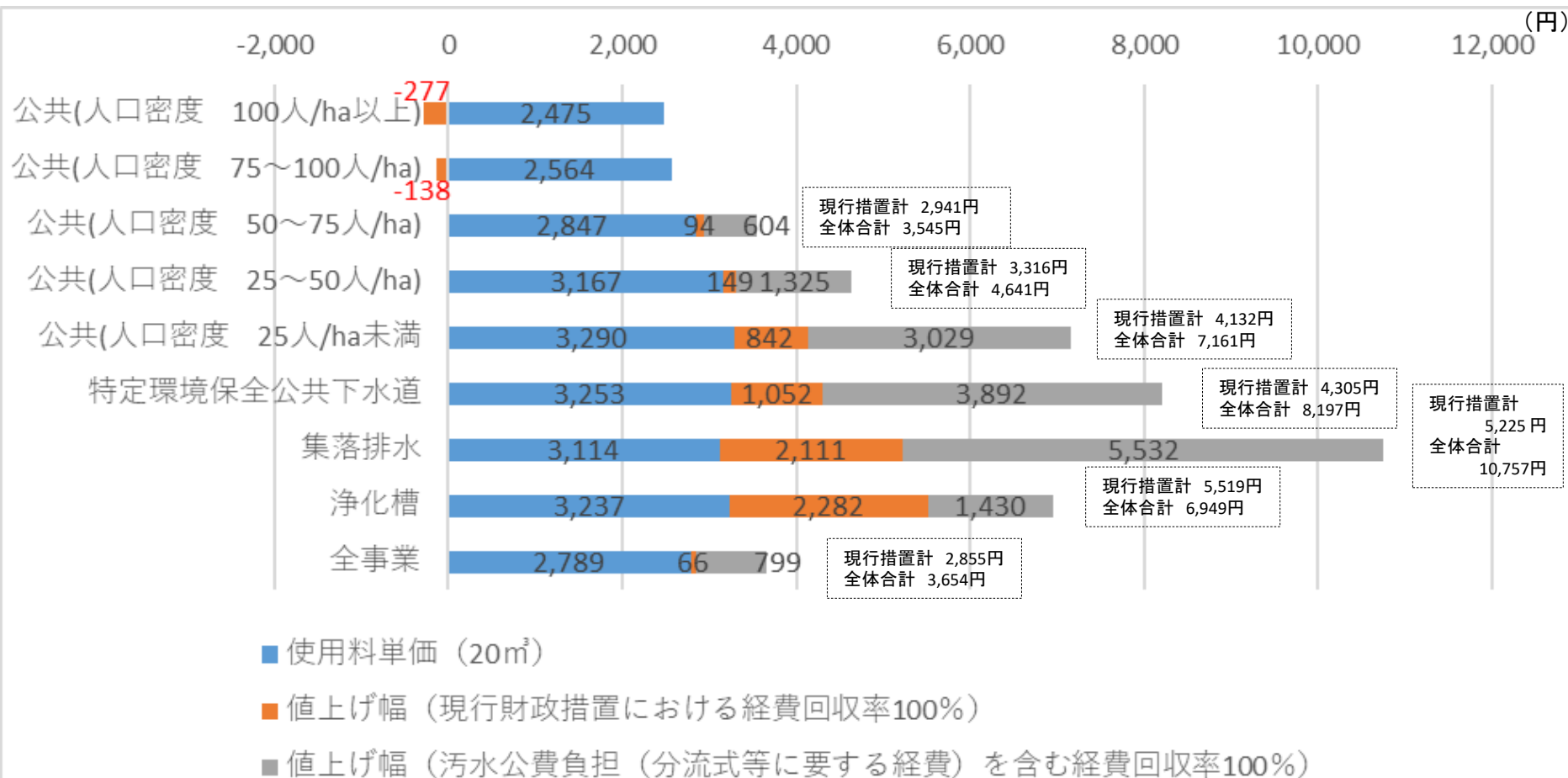
- 雨水資本費と汚水資本費の比率の状況はP.10のとおり。全体としては、平成15年度、平成25年度と変化が少ない。

(今後の公費負担と使用料水準)

- 現在の経営状況を踏まえ、今後の公費負担のあり方についてどう考えるか。
(経費回収率100%未満の事業について経費回収率を上げるには、使用料で賄う範囲と公費負担をどう考えるか。)

汚水処理経費を回収するために必要となる使用料水準

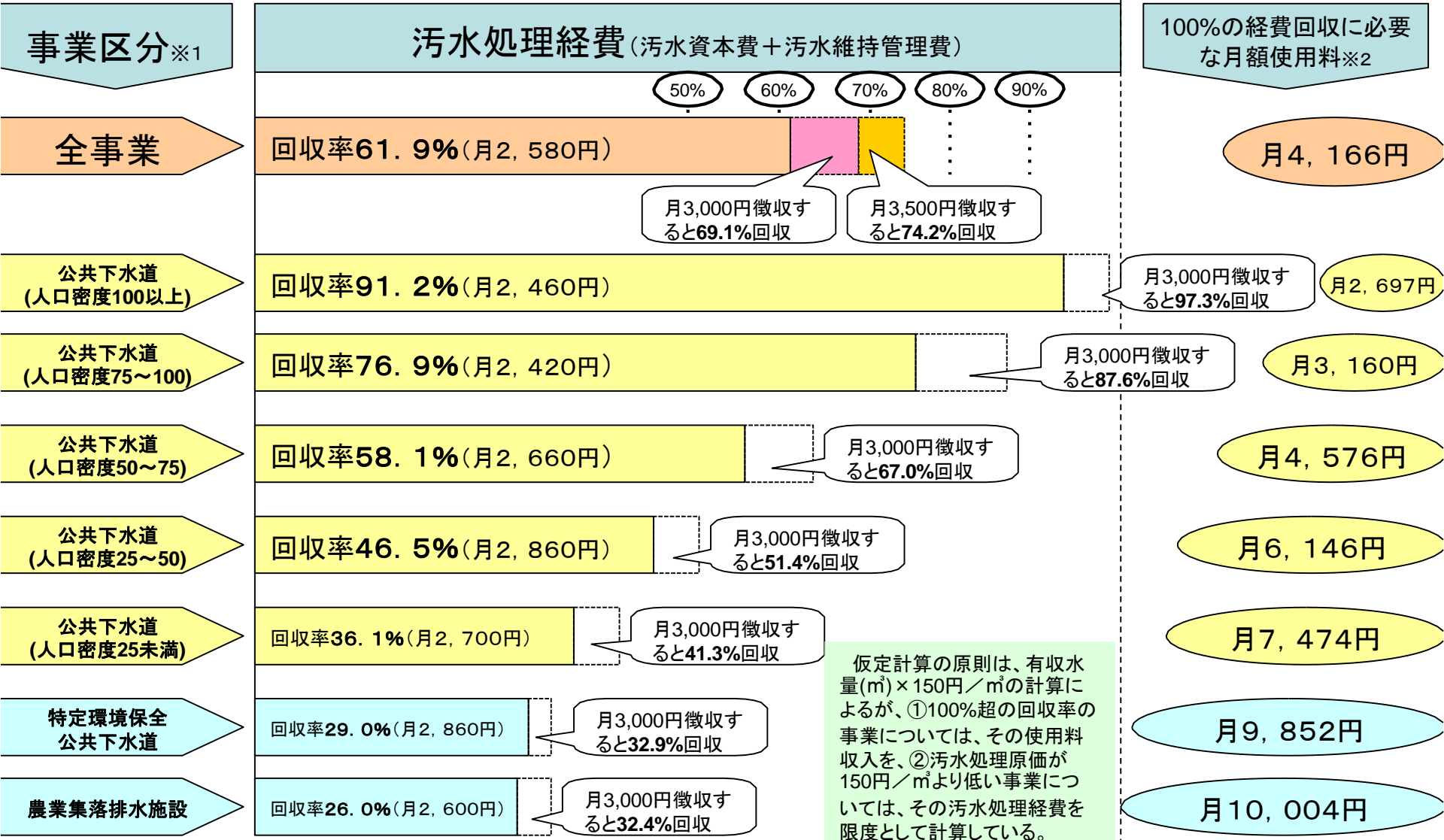
- 現行の財政措置を前提にした汚水処理経費を回収するために必要となる水準は、事業区分ごとに差異が大きく、最大2,573円(浄化槽)必要となる。
- また、仮に現行の汚水公費に対する財政措置が無い場合に汚水処理経費を回収するために必要となる水準は、事業区分ごとに差異が大きく、最大+7,643円(集落排水)となる。



※人口密度100人/ha以上及び人口密度75~100人/haの分流除きの値下げ幅はそれぞれ277円、138円

平成15年度決算における
経費回収の状況について(供用5年未満除く)

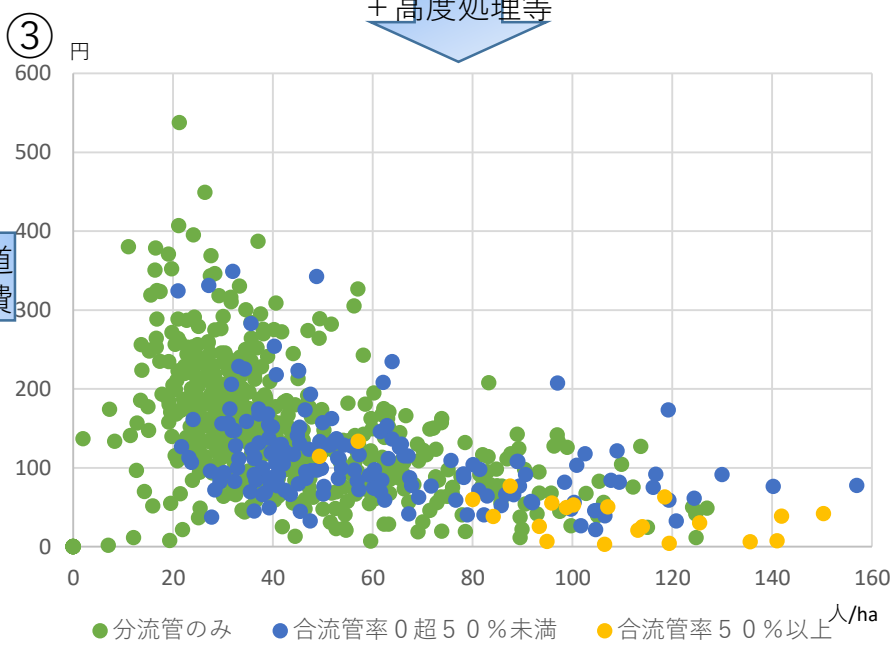
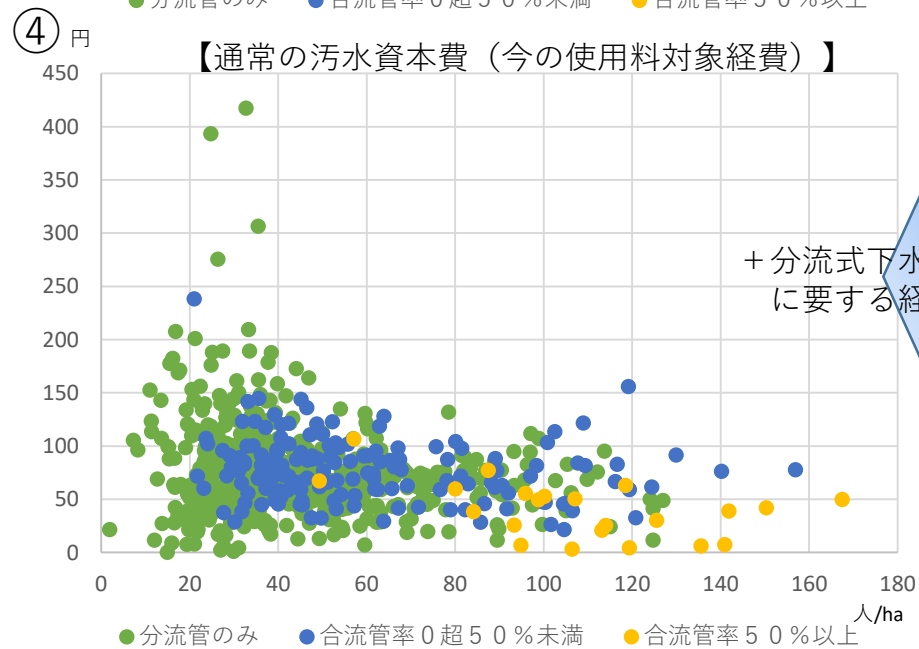
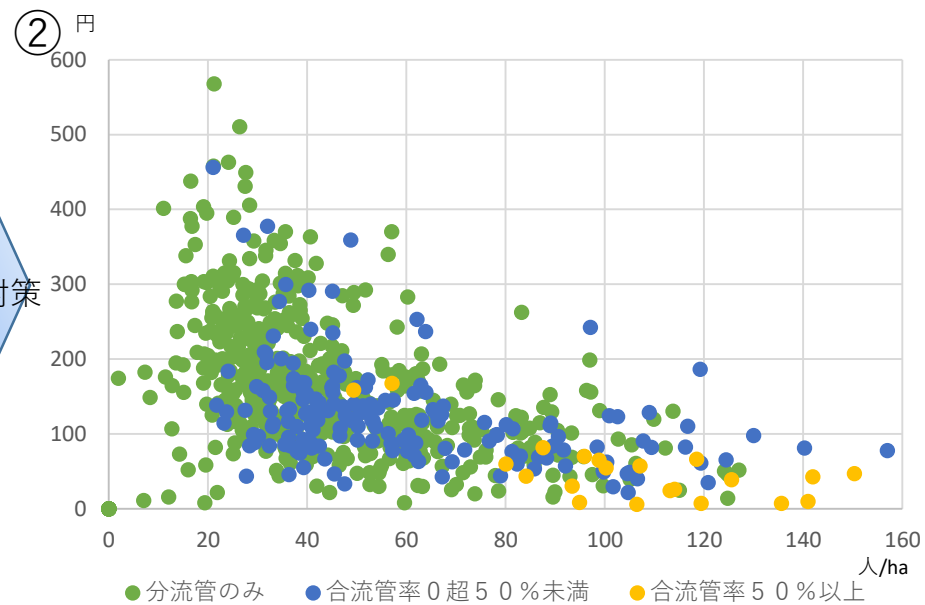
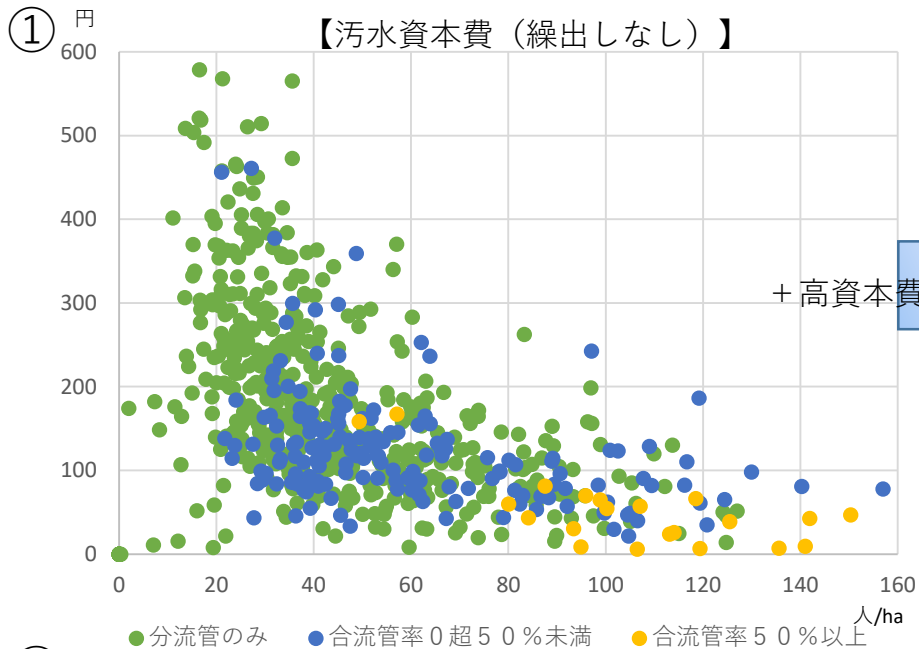
100%回収ライン



※1 全事業は、流域下水道、特定公共下水道を除いている。

※2 必要月額額は「(総汚水資本費+総汚水維持管理費)÷総有収水量×20(m³)」で算出。現行の高資本費対策等の影響は一切加味せず。

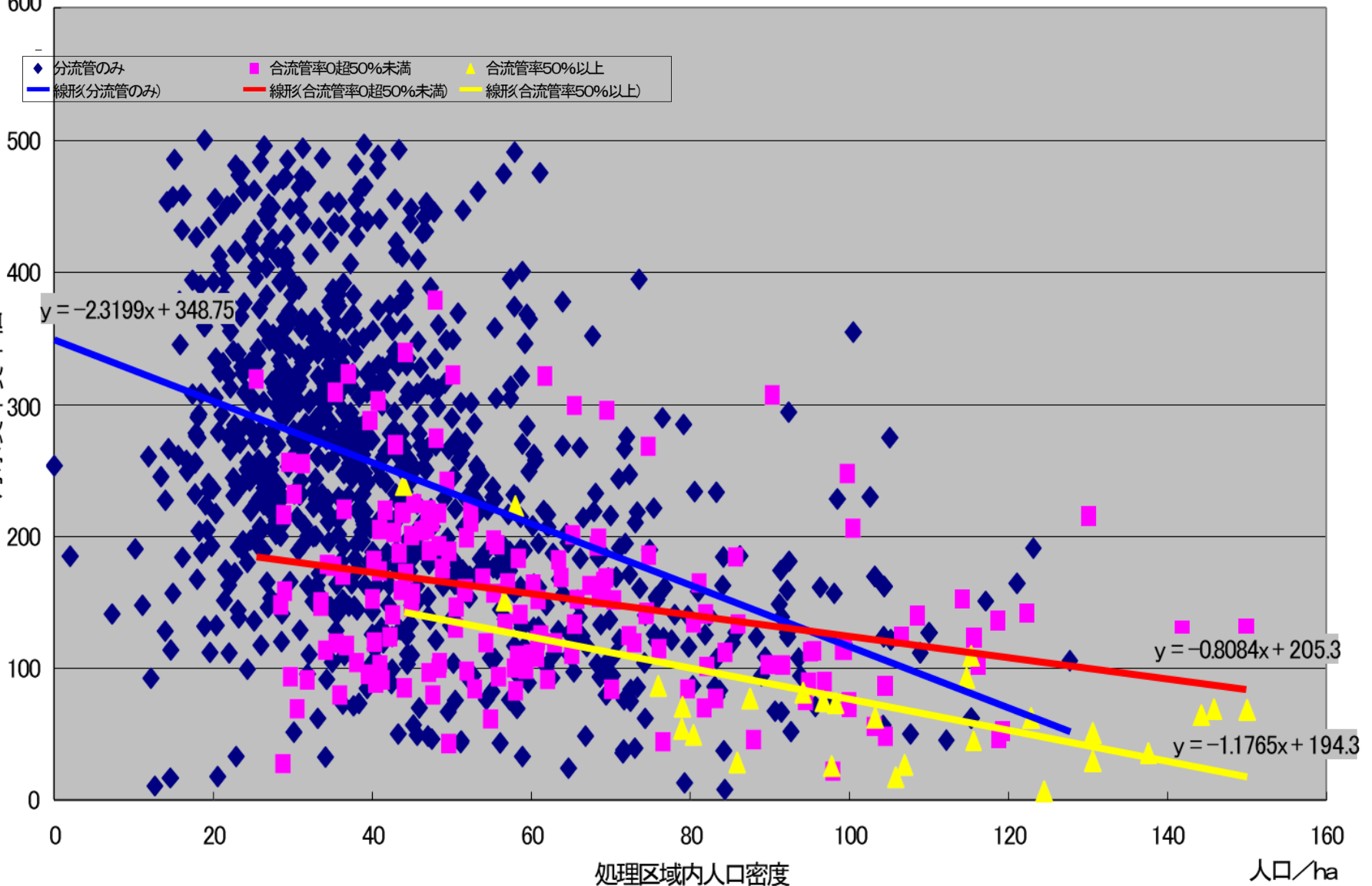
汚水資本費単価の分布(H29)



【参考】汚水資本費単価の分布(H15)

円

汚水資本費単価の分布 (平成15年度決算、供用開始後5年以上の公共下水道：資本費ゼロ除く)



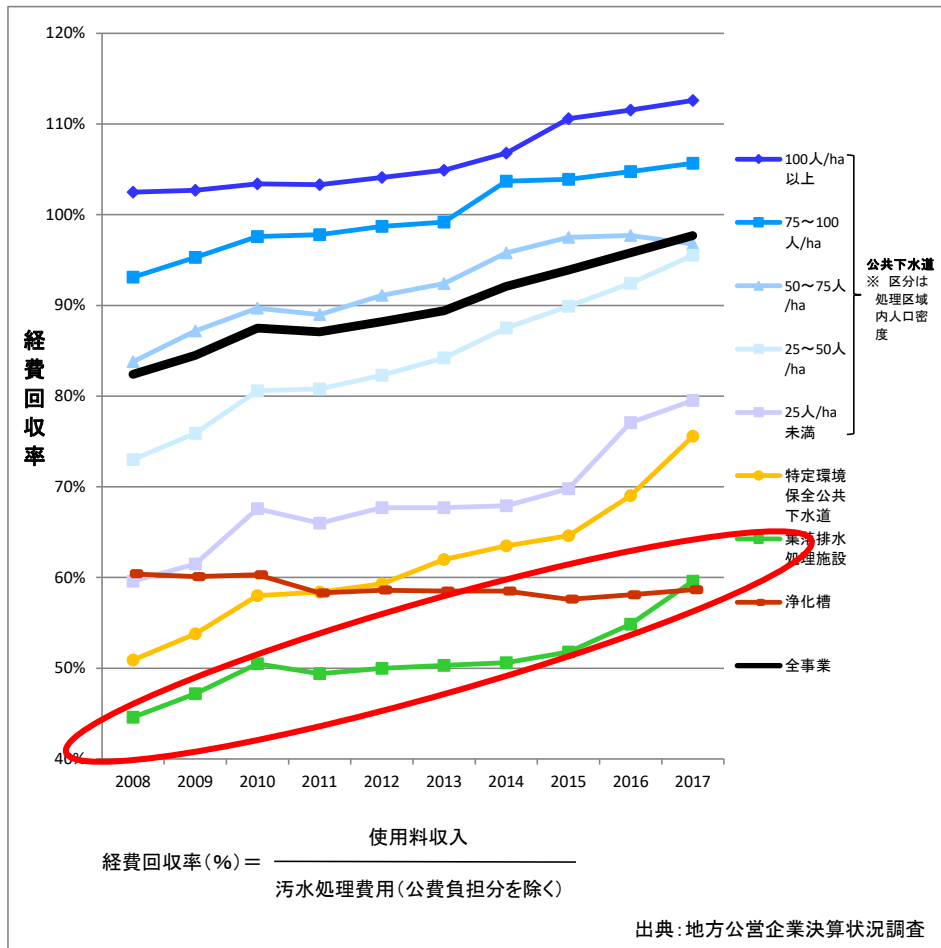
使用料及び経費回収率の状況(過去10年間)

- 使用料水準は、処理区域内人口密度の低い公共下水道事業や特定環境保全公共下水道、集落排水処理施設、浄化槽で高くなっている
- 経費回収率は、処理区域内人口密度の低い公共下水道事業や特定環境保全公共下水道、集落排水処理施設、浄化槽で低くなっている

(家庭用使用料(20㎡/月))

事業区分 (処理区域内人口密度)	2007	2012	2017	2007~2017(直近10年) の使用料伸率
公共下水道 (100人/ha以上)	1,675	1,734	1,818	8.5%
公共下水道 (75~100人/ha)	1,804	1,889	1,987	10.2%
公共下水道 (50~75人/ha)	2,098	2,214	2,330	11.0%
公共下水道 (25~50人/ha)	2,718	2,787	2,902	6.8%
公共下水道 (25未満人/ha)	2,828	3,059	3,160	11.8%
特定環境保全公共下水道	2,849	2,919	3,047	6.9%
集落排水処理施設	3,036	3,097	3,203	5.5%
浄化槽	3,185	3,221	3,324	4.3%
全体	2,840	2,923	3,041	7.1%

(地方公営企業決算状況調査)



汚水処理原価の推移



(注) 維持管理費、資本費はいずれも、費用計から雨水処理費を差し引いたもの。
 なお、2013年度から2014年度にかけての資本費の増加は、会計制度の変更に伴う影響が大きい。(地方公営企業決算状況調査)

事業別汚水処理原価の分布状況

○ 汚水処理原価を事業ごとに比較すると、公共下水道の原価に比して、農集等の汚水処理原価は高くなっており、その要因としては、特に維持管理費(中でも処理場費)が高いことが挙げられる。

○ 汚水処理原価(汚水処理費(公費負担分を除く)÷有収水量)の分布状況 その1

現在処理区域 内人口	公 共 下 水 道									
	都道府県 及び指定 都市	30万人 以上	10万人 以上 30万人 未満	5万人 以上 10万人 未満	3万人 以上 5万人 未満	1万人 以上 3万人 未満	1万人 未 満	排 水 区 域 の み の 団 体	公 共 合 計	構 成 比 率
汚水処理原価 (1㎡当たり)										
50円未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50円以上 100円未満	2	7	28	9	2	6	2	-	56	4.8
100円以上 150円未満	13	17	53	56	39	59	26	2	265	22.6
150円以上 200円未満	6	9	46	77	57	135	100	1	431	36.7
200円以上 300円未満	-	1	5	18	26	115	109	-	274	23.4
300円以上 400円未満	-	1	1	1	-	26	54	-	83	7.1
400円以上 500円未満	-	-	-	-	-	8	17	-	25	2.1
500円以上 600円未満	-	-	-	-	-	4	9	-	13	1.1
600円以上 700円未満	-	-	-	-	-	2	7	-	9	0.8
700円以上 800円未満	-	-	-	-	-	-	8	-	8	0.7
800円以上 900円未満	-	-	-	-	-	-	1	-	1	0.1
900円以上1,000円未満	-	-	-	-	-	-	3	-	3	0.3
1,000円以上1,500円未満	-	-	-	-	-	-	2	-	2	0.2
1,500円以上	-	-	-	-	-	-	3	-	3	0.3
平均原価	117.4	136.0	136.6	154.9	166.1	196.6	244.0	135.1	137.8	-

○ 公共下水道及び農集等に係る汚水処理原価の内訳(平成28年度)

(単位:円/㎡)

	公共下水道	農集等
汚水処理原価	138	257
維持管理費	69	178
資本費	69	78
【参考】処理場数 (1事業当たり)	0.90	3.36

○ 汚水処理原価(汚水処理費(公費負担分を除く)÷有収水量)の分布状況 その2

事業名	特定環境 保全公共 下水道	農業集落 排水施設	漁業集落 排水施設	林業集落 排水施設	簡易排水 施設	小規模集 合排水施 設	農 集 等 合 計	構 成 比 率 (農集等)
汚水処理原価 (1㎡当たり)								
50円未満	-	-	-	-	-	-	-	-
50円以上 100円未満	11	4	1	-	-	-	16	0.8
100円以上 150円未満	63	40	3	-	1	4	111	5.8
150円以上 200円未満	179	164	18	1	-	5	367	19.1
200円以上 300円未満	225	299	37	3	2	11	577	30.1
300円以上 400円未満	94	167	27	5	4	9	306	15.9
400円以上 500円未満	59	92	21	6	8	6	192	10.0
500円以上 600円未満	32	53	16	2	2	16	121	6.3
600円以上 700円未満	20	26	10	1	1	5	63	3.3
700円以上 800円未満	7	19	10	1	4	5	46	2.4
800円以上 900円未満	5	8	7	1	2	2	25	1.3
900円以上1,000円未満	6	7	5	3	-	3	24	1.3
1,000円以上1,500円未満	12	9	7	1	1	4	34	1.8
1,500円以上	10	9	7	2	1	9	38	2.0
平均原価	232.6	277.0	377.0	547.8	514.2	556.0	-	-

○ 汚水処理原価(維持管理費)の内訳(平成28年度)

(単位:円/㎡)

	公共下水道	農集等
維持管理費	69	178
管渠費	7	18
ポンプ場費	3	6
処理場費	25	112
総務・管理費等	34	43

(注)1 供用中の公共下水道21事業のうち、供用開始直後である等の理由により汚水処理原価を確定し得ない事業を除いたものである。

2 非適用事業の汚水処理原価は、借換債収入分・資本費準化債収入分等をもって償還した額を除いたものである。

※ 表示単位未満四捨五入のため、合計値と一致しない場合がある。

雨水資本費・汚水資本費の比率(H29決算)

【処理区域内人口別】

	処理区域内人口	事業数	雨水資本費	汚水資本費 (分流式を含む)
合流管事業 (合流管比率50%以上)	5万人未満	1	35%	65%
	5～10万人	4	49%	51%
	10～30万人	12	61%	39%
	30万人以上	5	61%	39%
	合計	22	61%	39%
合流管事業 (合流管比率25%以上 50%未満)	5万人未満	7	30%	70%
	5～10万人	3	30%	70%
	10～30万人	8	36%	64%
	30万人以上	10	53%	47%
	合計	28	50%	50%
合流管事業 (合流管比率25%未満)	5万人未満	26	25%	75%
	5～10万人	32	24%	76%
	10～30万人	49	23%	77%
	30万人以上	34	27%	73%
	合計	141	26%	74%
分流管事業 (分流管のみ)	5万人未満	367	8%	92%
	5～10万人	115	11%	92%
	10～30万人	62	12%	88%
	30万人以上	8	13%	87%
	合計	552	10%	90%

※平成5年3月31日以前に供用開始した公共下水道事業
※雨水資本費・汚水資本費ともにゼロの団体は除く

【処理区域内人口密度別】

	処理区域内 人口密度	事業数	雨水資本費	汚水資本費 (分流式を含む)
合流管事業 (合流管比率50%以上)	25人/ha未満	0	-	-
	25～50人/ha	1	35%	65%
	50～75人/ha	1	43%	57%
	75～100人/ha	7	63%	37%
	100人/ha以上	13	60%	40%
	合計	22	61%	39%
合流管事業 (合流管比率25%以上 50%未満)	25人/ha未満	1	20%	80%
	25～50人/ha	7	28%	72%
	50～75人/ha	5	39%	61%
	75～100人/ha	4	58%	42%
	100人/ha以上	11	51%	49%
	合計	28	50%	50%
合流管事業 (合流管比率25%未満)	25人/ha未満	4	26%	74%
	25～50人/ha	72	19%	81%
	50～75人/ha	37	24%	76%
	75～100人/ha	19	35%	65%
	100人/ha以上	9	22%	78%
	合計	141	26%	74%
分流管事業 (分流管のみ)	25人/ha未満	109	6%	94%
	25～50人/ha	287	9%	91%
	50～75人/ha	105	13%	87%
	75～100人/ha	39	13%	87%
	100人/ha以上	12	18%	82%
	合計	552	10%	90%

【参考】平成15年度決算(供用開始後25年以上の公共下水道)

	処理区域内 人口	事業数	雨水資本費	汚水資本費 (分流式を含む)
合流管事業 (合流管比率 50%以上)	5万人未満	4	51%	49%
	5～10万人	4	56%	44%
	10～30万人	13	58%	42%
	30万人以上	5	61%	39%
	合計	26	61%	39%
分流管事業 (分流管のみ)	5万人未満	58	8%	92%
	5～10万人	37	12%	88%
	10～30万人	33	11%	89%
	30万人以上	5	9%	91%
	合計	133	10%	90%

【参考】平成25年度決算(供用開始後25年以上の公共下水道)

	処理区域内 人口	事業数	雨水資本費	汚水資本費 (分流式を含む)
合流管事業 (合流管比率 50%以上)	5万人未満	3	50%	50%
	5～10万人	4	51%	49%
	10～30万人	12	60%	40%
	30万人以上	5	61%	39%
	合計	24	61%	39%
分流管事業 (分流管のみ)	5万人未満	303	9%	91%
	5～10万人	111	10%	90%
	10～30万人	55	12%	88%
	30万人以上	7	13%	87%
	合計	476	10%	90%

使用料水準の分布

- 現在の処理区域内人口別に見ると、処理区域内人口が少ない過疎地の小規模団体ほど使用料を高くせざるを得ない一方、処理区域内人口が多い大規模団体においては、経営が良好であり、地財措置の要件とする 3,000円(月/20m³)を大きく下回る使用料水準となっている。

現在処理 区域内人口	都道府県及 び指定都市	30万人以上	10万人以上 30万人未満	5万人以上 10万人未満	3万人以上 5万人未満	1万人以上 3万人未満	6千~1万	4千~6千	2千~4千	1千~2千	5百~1千	2百~5百	2百未満	合計	構成比率
600円未満							2	1					3	6	0.2%
600円以上800円未満															0.0%
800円以上1,000円未満			1							1	2	1	2	7	0.2%
1,000円以上1,200円未満			4	2		4	2			1	1	1		15	0.4%
1,200円以上1,400円未満	3	2	7	6	1	6	3		2	4	4	1	1	44	1.2%
1,400円以上1,600円未満	3	3	6	5	5	5	3	4	4	3	3	1		45	1.3%
1,600円以上1,800円未満	2	3	10	8	8	15	8	6	6	9	3	8	2	88	2.5%
1,800円以上2,000円未満	12	4	19	13	18	29	11	7	12	8	10	6	3	152	4.3%
2,000円以上2,200円未満	4	4	18	22	7	26	12	10	19	23	17	15	10	187	5.3%
2,200円以上2,400円未満	9	4	15	21	9	32	12	18	26	16	12	10	6	190	5.4%
2,400円以上2,600円未満	3	6	13	23	8	43	28	24	38	25	23	14	22	270	7.7%
2,600円以上2,800円未満	7	2	6	18	23	49	27	25	46	31	24	21	30	309	8.8%
2,800円以上3,000円未満	8	3	10	11	6	46	30	33	53	33	36	18	33	320	9.1%
3,000円以上3,200円未満		1	14	12	21	65	45	36	53	39	44	30	34	394	11.2%
3,200円以上3,400円未満		3	4	9	13	64	40	49	77	49	36	35	51	430	12.2%
3,400円以上3,600円未満		1	5	6	9	36	24	20	57	37	27	15	33	270	7.7%
3,600円以上3,800円未満	2			2	3	33	34	36	45	29	24	22	36	266	7.5%
3,800円以上4,000円未満				4	3	21	19	20	29	25	14	17	29	181	5.1%
4,000円以上4,200円未満				2	2	6	10	13	20	13	10	7	12	95	2.7%
4,200円以上4,400円未満					1	11	9	7	19	17	9	11	10	94	2.7%
4,400円以上4,600円未満			1	1		5	5	2	11	9	8	4	9	55	1.6%
4,600円以上4,800円未満						4	4	1	9	6	6	4	10	44	1.2%
4,800円以上5,000円未満						4	4	4	7	7	3	5	2	35	1.0%
5,000円以上5,200円未満									4	2			2	8	0.2%
5,200円以上5,400円未満							1			1			1	3	0.1%
5,400円以上5,600円未満								1		2		2		7	0.2%
5,600円以上5,800円未満						1								4	0.1%
5,800円以上6,000円未満									1				1	4	0.1%
6,000円以上6,200円未満												1	2	3	0.1%
6,200円以上6,400円未満														1	0.0%
6,400円以上6,600円未満								1						1	0.0%
6,600円以上6,800円未満														1	0.0%
6,800円以上7,000円未満											1			1	0.0%
7,000円以上7,200円未満														1	0.0%
7,200円以上7,400円未満														1	0.0%
7,400円以上7,600円未満														1	0.0%
7,600円以上7,800円未満														1	0.0%
7,800円以上8,000円未満							1							1	0.0%
8000円以上														1	0.0%
平均使用料	2,292	2,308	2,292	2,497	2,686	2,923	3,117	3,118	3,205	3,196	3,130	3,157	3,297	3,036	
合計	53	36	133	165	137	507	334	317	543	395	319	246	344	3,529	100%

グループ I

グループ II

使用料水準の分布

- 処理区域内人口が多く、3,000円(月/20m³)を大きく下回る使用料水準となっている団体の一部(グループⅠ)、処理区域内人口が少なく、使用料水準が高くなっている団体の一部(グループⅡ)は以下のとおり。

グループⅠ							グループⅡ						
	法適用区分	事業区分	使用料(円)	行政区域内人口(人)	現在処理区域内人口(人)	処理区域内人口密度(人/ha)		法適用区分	事業区分	使用料(円)	行政区域内人口(人)	現在処理区域内人口(人)	処理区域内人口密度(人/ha)
A市	法適	公共	1,252	2,703,407	2,703,394	141.9	F町	非適	特環	4,400	2,977	1,814	15.4
B市	法適	公共	1,371	1,949,947	1,936,035	79.0	F町	非適	特排	4,400	2,977	1,163	-
B市	法適	特環	1,371	1,949,947	10,465	41.2	G村	非適	特環	4,420	4,153	1,983	30.5
C市	法適	公共	1,566	1,537,703	1,502,465	88.3	H市	非適	農集	4,450	128,311	1,991	3.0
C市	法適	特環	1,566	1,537,703	15,648	112.6	I町	非適	特環	4,500	1,743	1,447	16.1
C市	非適	農集	1,566	1,537,703	13,179	28.8	J市	非適	農集	4,500	161,628	1,100	17.5
D市	法適	特排	1,728	1,056,202	6,062	-	K町	法適	農集	4,503	18,025	1,713	31.1
E市	法適	公共	1,771	2,282,748	2,266,600	80.1	L町	非適	特環	4,530	4,104	1,729	26.6
							M町	非適	農集	4,579	3,262	1,762	11.2
							N町	非適	漁集	4,622	11,719	1,652	32.4
							O町	非適	特排	4,725	4,940	1,614	-
							P町	非適	農集	4,736	2,423	1,765	15.9
							Q町	非適	農集	4,750	7,165	1,284	18.6
							R町	非適	農集	4,752	9,577	1,898	20.0
							S町	非適	特環	4,788	1,883	1,157	11.5
							T町	法適	公共	4,860	16,466	1,447	17.6
							U町	非適	農集	4,860	1,884	1,036	14.6
							V町	非適	農集	4,860	16,266	1,295	10.9
							W市	非適	農集	4,860	165,040	1,026	20.5
							X町	非適	特排	4,860	10,376	1,114	-
							Y町	非適	農集	4,900	8,368	1,149	30.2
							Y町	非適	個別	4,900	8,368	1,149	-
							H市	非適	特排	5,020	128,311	1,091	-
							Z村	非適	農集	5,184	4,950	1,188	23.8
							AA村	非適	特排	5,292	52,776	1,136	-
							AB町	法適	公共	5,400	18,515	1,275	29.7
							AC市	非適	特排	5,400	91,022	1,923	-
							AD町	非適	特環	5,616	21,516	1,767	47.8
							AD町	非適	特排	5,616	21,516	1,398	-
							AD町	非適	個別	5,616	21,516	1,845	-
							AE市	非適	農集	5,860	73,157	1,784	17.7

(地方公営企業決算状況調査)

使用料についての法令の規定

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)(抄)

(料金)

第21条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

下水道法(昭和33年法律第79号)(抄)

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によつて定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 (略)

公営企業の料金にかかる総務省通知について

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて (昭和27年9月29日自乙発第245号) 最終改正:平成27年4月14日総財公第78号 総務事務次官通知

第一章 地方公営企業法の施行に関する取扱いについて

第三節 財務に関する事項

四 料金

地方公営企業の給付について、地方公共団体は料金を徴収することができるものである(法第21条第1項)が、当該料金は公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならないものであること(法第21条第2項)。この場合の原価は、営業費、支払利息等経営に要する費用であって、いわゆる資金収支上の不足額をそのまま料金原価に含めることは適当でないこと。また、地方公営企業が健全な経営を確保する上で必要な資金を内部に留保するため、料金には、適正な率の事業報酬を含ませることが適当であること。

なお、地方公営企業の料金には、地方自治法第225条の使用料に該当するものがあるが、使用料に該当する料金に関する事項は条例で定めなければならないものであること(地方自治法第228条)。また料金の決定については、他の事業法等の法令の適用を排除しているものではないこと。

公営企業の経営に当たっての留意事項について (平成26年8月29日総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号 総務省公営企業課長等通知)

第二 公営企業の計画的経営の推進に関する事項

一 「経営戦略」の基本的な考え方

(4) 「財源試算」のとりまとめ

② 財源構成の検討

ア 公営企業の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものであること。

このようなあり方を踏まえ、次の点に留意して料金確保に取り組む必要があること。

(ア) 料金の算定に当たっては、原価(減価償却費や資産維持費等を含む。)を基に料金を算定することが必要である。住民福祉の増進のために最少の費用で最大の効果をあげるためには、経営改善・合理化をより一層徹底することにより、原価を極力抑制すべきであること。(以下略)

下水道使用料の水準(目安)

平成17年1月21日全国財政課長・市町村課長合同会議資料

2. 使用料の適正化について

各団体においては、以下の考え方を参考として使用料の適正化を図られたい。

<参考>

- ① 汚水処理原価の算出にあたっては、地方公営企業法非適用事業にあっても、資本費平準化債の活用などにより世代間負担の公平化を図り、適正な原価を算出すること。
- ② 現在の使用料単価では汚水処理原価を回収できない事業にあっては、水道の使用料単価が176円/㎡(家庭用使用料3,119円/20㎡(家庭用使用料3,075円/20㎡・月)(H15決算値)であること等にかんがみ、まずは使用料単価を150円/㎡(家庭用使用料3,000円/20㎡・月)に引き上げること。特に、資本費等汚水処理原価が著しく高かつ経費回収率の低い事業にあっては、早急な使用料の適正化が望まれること。なお、汚水処理原価が150円/㎡を下回る場合は、使用料単価は当該汚水処理原価を上限とすべきであること。

注)汚水処理原価:汚水処理経費を年間有収水量で除したもの
使用料単価:使用料収入を年間有収水量で除したもの

公営企業の経営に当たっての留意事項について(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄))

第三 公営企業の経営に係る事業別留意事項

四 下水道事業

(1)経営について

- ⑦ 下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円/20㎡を前提として行われていることに留意すること。

「資産維持費」

下水道事業における資産維持費とは、「将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、**実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）**として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するもの」である。

出典：平成29年3月「下水道使用料算定の基本的考え方」（公益社団法人 日本下水道協会）

○資産維持費の算入について

平成29年3月、（公社）日本下水道協会において、使用料の算定・改定のための事務参考資料として出版している「下水道使用料算定の基本的考え方」が改訂され、下水道の使用料対象経費に資産維持費を位置づけることなどの見直しが行われた。

→ 国土交通省、総務省の各事務連絡において、この資産維持費を使用料対象経費に位置づけることを通知

（参考）水道事業における資産維持費

○ 資産維持費の計算方法：対象資産×資産維持率（3%を標準）（「水道料金算定要領」）

○ 水道事業者のうち、41.5%が資産維持費を算入

資産維持費相当額を算入しているか	回答事業者数 (N=1,269)	
算入している	527	41.5%
算入していない	742	58.5%

厚生労働省・総務省アンケート調査結果（平成29年4月）

○資産維持率の設定状況

資産維持率（%）	0.5未満	0.5以上 1.0未満	1.0以上 1.5未満	1.5以上 2.0未満	2.0以上 2.5未満	2.5以上 3.0未満	3.0以上 3.5未満	3.5以上 4.0未満	4.0以上 4.5未満	4.5以上 5.0未満	5.0以上 7.5未満	7.5以上 10.0未満	10.0以上
回答事業者数 (N=198) ※	16	49	37	18	19	3	33	1	0	2	9	0	11

※ 資産維持費相当額を算入している事業者（527事業者）のうち、資産維持率について回答があった事業者数

厚生労働省・総務省アンケート調査結果（平成29年4月）

1. 事業計画について

同じく事業計画の協議書類の一つとして、施設の機能の維持に関する方針（様式2）を添付しなければならず、その記載事項として含まれている施設の長期的な改築の需要見通しについては、後述する資産維持費の検討の必要性和密接に関係するものであること（詳細は2.（1）及び（2）を参照）。

2. 適切な下水道使用料の設定について

（1）今般の基本的考え方の改訂は、今後の人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や将来の更新需要等を見据えて必要な見直しが行われたものである。主な見直し内容としては、①使用料対象経費への資産維持費の位置付け、②コンセッション方式における下水道利用料金等の取扱いの明確化、③人口減少社会等を踏まえた留意点の整理、④地方公営企業会計基準の見直し等への対応であり、その概要は以下のとおりである。各下水道管理者においては、適切な下水道使用料の設定の観点から、十分に留意されたい。

なお、基本的考え方では、使用料算定の作業フローに沿って各作業の具体的内容が解説されているほか、参考資料編として、使用料算定例、下水道使用料の見直しに当たって活用できるベンチマーク（経営指標）の分析・比較方法、近年の使用料改定に係る事例集等も掲載されているため、必要に応じ参照されたい。

① 使用料対象経費への資産維持費の位置付け

資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化（耐震化等）等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平や事業の持続的展開等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するものである。

資産維持費を使用料対象経費に算入する場合には、普段の経営効率化努力や経営状態等を使用者に説明することを通じ、理解の醸成を図ることが重要である。

（2）資産維持費については、上記（1）①のとおり、基本的考え方において新たに使用料対象経費として位置付けられたところであるが、各下水道管理者においては、1. で述べた施設の長期的な改築の需要見通しや、当該改築需要見通しを活用して作成した中長期的な収支見通し等において、将来的な改築需要の増大による使用料対象経費の増大が見込まれる場合には、使用者負担の期間的公平や事業の持続的展開等を確保する観点から、資産維持費の導入について検討を行うことが考えられる。